

別紙

諮問第1691号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇区〇〇〇-〇-〇で〇年〇月～〇月に行われる木造3階の建築物の解体工事に係る道路使用許可、ないし、通行禁止道路通行許可に関する文書一式。決裁文書等を含む。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和4年5月20日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定は、適正かつ妥当である。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和5年3月6日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年6月3日に実施機関から理由説明書を收受し、同年6月26日（第221回第三部会）から同年9月25日（第223回第三部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のよう

に判断する。

ア 道路使用許可の申請について

道路使用許可の申請について、道路交通法（昭和35年法律第105号）77条1項では、道路において工事又は作業をしようとする者等は、それぞれの工事等の行為について、当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない旨定めている。

同法78条1項では、同法77条1項の規定による許可を受けようとする者は、内閣府令で定める事項を記載した申請書を所轄警察署長に提出しなければならないとして、道路使用の許可に係る申請書の提出を義務付けている。

上記申請書の記載事項については、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）で定めており、同規則10条1項各号では、申請書の記載事項を、同条2項では、当該申請書の様式として別記様式第6「道路使用許可申請書・道路使用許可証」を規定している。なお、同様式は、道路使用許可申請書及び当該申請書に対する道路使用許可証が一对となっているものである。

また、同条3項では、当該申請書の提出の際に、道路使用の場所又は区間の付近の見取図その他の同条1項各号の事項を補足するために公安委員会が必要と認めて定めた書類を添付しなければならないとして、申請書に添付する書類について定めている。

さらに、東京都道路交通規則（昭和46年東京都公安委員会規則第9号）18条2項各号では、上記申請書に添付することとされている「公安委員会が必要と認めて定めた書類」について、「道路使用の場所又は区間の付近の見取図」（1号）、「工作物を設ける場合にあっては、その設計図及び仕様書」（2号）、「前号に掲げるもののほか、警察署長が必要と認める書類」（3号）をそれぞれ定めている。

イ 通行禁止道路通行許可の申請について

道路交通法8条1項では、歩行者又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならないとして道路等の通行禁止について定めており、同条2項では、車両は、警察署長が政令で定めるやむを得ない理由があると認めて許可をしたときは、同条1項の規定にかかわらず、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行することができる旨定めている。

また、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）6条各号において、道路交通法8条2項の「政令で定めるやむを得ない理由」について、「車庫、空地その他の当該車両を通常保管するための場所に入出するため車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならないこと。」（1号）、「身体の障害のある者を車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行して輸送すべき相当の事情があること。」（2号）、「前2号に掲げるもののほか、貨物の集配その他の公安委員会が定める事情があるため車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならないこと。」（3号）をそれぞれ定めている。

さらに、施行規則5条1項では、通行禁止道路の通行許可を受けようとする者は、申請書2通を当該車両の通行を禁止されている道路又はその部分の存する場所を管轄する警察署長に提出しなければならないとし、同条2項では、同条1項の申請書及び道路交通法8条3項の許可証の様式として、別記様式第1の3「通行禁止道路通行許可申請書・通行禁止道路通行許可証」を定めている。なお、同様式は、通行禁止道路通行許可申請書及び当該申請書に対する通行禁止道路通行許可証が一对となっているものである。

ウ 本件対象公文書について

実施機関は、本件開示請求に係る解体工事（以下「本件工事」という。）の道路使用許可に関する公文書として、別表1に掲げる本件対象公文書1を、通行禁止道路通行許可に関する公文書として、同表に掲げる本件対象公文書2及び3を特定し、別表2に掲げる本件非開示情報1から3までを非開示とする本件一部開示決定を行った。

本件対象公文書1から3は、本件工事の施工事業者である有限会社〇〇（以下「本件施工事業者」という。）が本件工事のため、前記ア及びイの申請を行うに当たり、当該工事に係る場所を管轄する〇〇警察署長に提出した文書である。

本件対象公文書1は、道路使用許可申請書・道路使用許可証及びその一部である〇〇解体工事工程表、解体図面、その他本件工事に関する図面等から構成されている。

本件対象公文書2及び3は、通行禁止道路通行許可申請書・通行禁止道路通行許可証及びその一部である自動車検査証（いずれも備考欄に自動車運転免許証が添付

されたもの。)、その他本件工事に関する図面等から構成されている。

エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1は、いずれも管理職でない警察職員の印影であって、これらは個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当する。

実施機関では、管理職にある警察職員の氏名については、慣行として公にしているが、その他の非管理職にある警察職員の氏名については、慣行として公にしていなかったことから、本件非開示情報1は、条例7条2号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報1は条例7条2号に該当し、同条4号該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2は、本件施工事業者の現場責任者、解体図面作成者の氏名並びに通行禁止道路を通行する車両の主たる運転者の住所、氏名及び自動車検査証の備考欄に添付された自動車運転免許証に係る情報であって、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件非開示情報2は、条例7条2号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報3の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報3は、自動車検査証のうち備考欄に添付された自動車運転免許証を除いた「車台番号」、「所有者の氏名又は名称」、「所有者の住所」、「使用者の氏名又は名称」、「使用者の住所」、「使用の本拠の位置」の各欄及び欄外(QRコード)に記載された情報である。

これらの情報は、いずれも本件工事を実施するに当たり、本件施工事業者の個

別の契約先となった特定法人に関する情報であり、これらを公にすると、本件施工事業者の具体的な契約締結先名称、連絡先等の事業活動を行う上での内部管理情報が競合他社に明らかとなり、その結果、本件施行事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められることから、本件非開示情報3は、条例7条3号に該当し、非開示が妥当である。

オ 本件非開示情報3に係る理由付記について

審査請求人は、実施機関の本件一部開示決定通知書における本件非開示情報3の非開示理由の付記に対し、別件開示請求による同種公文書に対する一部開示決定通知書では、自動車検査証の非開示部分分かるように丁寧に記載されているが、本件一部開示決定通知書では、自動車検査証の非開示部分が通知書の記載自体から理解され得るものとはいえず、本件一部開示決定は理由付記不備で、条例13条1項に違反し、取り消されるべきである旨主張する。

これに対し実施機関は、条例13条1項の趣旨は、条例11条各項の規定により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、理由の提示が必要であること、また、その場合は、開示しない根拠規定及びこれを適用する理由を客観的に理解できる程度に記載しなければならないことを定めたものである旨説明する。

そして、本件一部開示決定通知書のうち、本件非開示情報3の「開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由」における、「根拠規定」欄には「東京都情報公開条例第7条第3号」と、「非開示理由」欄には「公にすることにより、法人の事業活動を行う上での内部管理に係る情報が明らかとなるなど、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。」と記載されており、本件一部開示決定における理由付記は、条例13条1項の趣旨に照らせば、明確に開示しないこととする根拠規定及び適用する理由を客観的に理解できる程度に記載されていることから同項に違反するものとは認められず、本件対象公文書と比較すれば非開示部分を判断することは可能である旨説明する。

審査会が本件一部開示決定通知書を見分したところ、本件非開示情報3の「非開示部分」欄には、「自動車検査証の非開示とした部分（自動車運転免許証を除く。）」として、非開示とした部分分かるように記載されており、また、非開示理由については、開示しないこととする根拠規定が条例7条3号であること及び条例7条3

号を適用する理由がその記載自体から客観的に理解できる程度に記載されている。
さらに、当該自動車検査証を見分したところ、本件非開示情報3を除く、自動車検査証の各項目名は開示されていることから、当該非開示部分は判断することが可能であり、理由付記について規定した条例13条1項に違反するものとは認められない。

なお、審査請求人は、審査請求書において、種々の主張をしているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、徳本 広孝、峰 ひろみ

別表 1

本件対象公文書	
1	道路使用許可申請書・道路使用許可証（申請年月日 令和〇年〇月〇日 許可年月日 令和〇年〇月〇日 警視庁〇〇警察署 第〇号）
2	通行禁止道路通行許可申請書・通行禁止道路通行許可証（申請年月日 令和〇年〇月〇日 許可年月日 令和〇年〇月〇日 警視庁〇〇警察署 第〇号）
3	通行禁止道路通行許可申請書・通行禁止道路通行許可証（申請年月日 令和〇年〇月〇日 許可年月日 令和〇年〇月〇日 警視庁〇〇警察署 第〇号）

別表 2

本件非開示情報	非開示部分	本件非開示理由
1	警察職員の印影（管理職を除く。）	条例 7 条 2 号
		条例 7 条 4 号
2	道路使用許可申請書の非開示とした部分（警察職員の印影を除く。）	条例 7 条 2 号
	解体図面の非開示とした部分	
	通行禁止道路通行許可申請書の非開示とした部分	
	自動車運転免許証	
3	自動車検査証の非開示とした部分（自動車運転免許証を除く。）	条例 7 条 3 号